

国富町出逢い・結婚サポート事業業務委託公募型プロポーザル実施要領（案）

1 趣旨

「国富町出逢い・結婚サポート事業業務委託」の実施に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、当該業務に係る企画提案を広く募り、結婚を希望する独身者へ出逢いの機会を提供し、交際・結婚に繋げるため総合的に評価したうえで、最も適格と判断される事業者を委託契約の優先交渉権者として選定する。

2 概要

- (1) 名称 国富町出逢い・結婚サポート事業業務
- (2) 内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月15日（月）まで
- (4) 提案限度額 次表のとおり（消費税及び地方消費税含む）

仕様書	業務内容	提案限度額
5-(1)-ア	ライフデザインセミナー （スキルアップ）	1,470,000円
5-(1)-イ	出逢い支援イベント	
5-(1)-ウ	セミナーの情報発信・広報活動	

3 プロポーザル方式を採用する理由

価格競争のみではなく、提案内容や技術力、企画力などを総合的に評価し、最適な提案者を選定できる。また、発注者と受注者との協力体制を構築しやすく、業務の効率化や質の向上につながることも期待される。

4 業務スケジュール

(1) 実施要領等の公表（公募開始日）	令和8年5月7日（木）
(2) 参加申込書の受付締切日時	令和8年5月27日（水）17時まで
(3) 参加資格確認結果通知日	令和8年5月29日（金）
(4) 企画提案書等に対する質問の締切日時	令和8年6月5日（金）17時まで
(5) 企画提案書等に対する質問の回答日時	令和8年6月10日（水）
(6) 企画提案書等の締切日時	令和8年6月17日（水）17時まで
(7) プレゼンテーションの実施	令和8年6月下旬 予定
(8) 審査結果通知	令和8年6月下旬 予定
(9) 契約締結日	令和8年6月下旬 予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号第167条の4第1項）に該当する者でないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎県内に本店、支店又は営業所等を有し、かつ、結婚支援や婚活イベント実施についての知見を有すること。
- (5) 税について滞納がないこと。
- (6) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が国富町暴力団排除条例（平成23年国富町条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団関係者（暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するもの）ではないこと。

6 参加申込書の提出

(1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-1192 東諸県郡国富町大字本庄4800番地

国富町役場 総合戦略課企画政策係（庁舎2階）

電話 0985-75-3126

FAX 0985-75-7903

メール kikaku@town.kunitomi.miyazaki.jp

(2) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（別記様式第1号）
- ② 応募者の概要（別記様式第2号）
- ③ 法人にあつては、商業登記簿謄本または登記事項証明書の写し（発行日から3か月以内）
- ④ 宮崎県税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤ 国税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第3号）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、(1)の事務局あてに提出すること。

(4) 提出期限

令和8年5月27日（水）必着

(5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果については、令和8年5月29日（金）までに通知する。

7 質問及び回答

(1) 質問

① 方法 6(1)の事務局あてに、質問書（別記様式第4号）を送付すること。

（必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。）

② 受付期間 令和8年5月7日（木）から令和8年6月5日（金）17時まで

(2) 回答

① 回答方法 本町のホームページに掲載

② 回答日 令和8年6月10日（水）までに随時

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（別記様式第5号）

② 経費積算書（別記様式第6号）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、6(1)の事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月17日（水）

(4) 提出部数

① 正本（提案者名等応募者が分かるもの） 紙1部、およびPDFデータ

② 副本（提案者名等応募者が分からないもの） 紙1部、およびPDFデータ

※PDFデータは、メール若しくはCD等の電磁的記録媒体で提出すること。

提出書類は書類番号順に並べて、1つのデータにまとめて提出すること。資料にページを付す場合は、スライド番号と相違がないようにすること。やむを得ず複数のデータを提出する場合は、タイトルを付け説明しやすい工夫をすること。

※正本には、それぞれ提案者名を記載すること。副本には、提案者名等応募者が類推できる表現等の記載は行わないこと。

(5) 企画提案書の作成方法

別記様式第5号を参考にし、仕様書に基づいて、具体的に記載すること。

(6) 経費積算書の作成方法

別記様式第6号を参考にし、仕様書に基づいて、できる限り詳細な積算内訳を示すこと。

(7) 提出書類の留意事項

① 原則としてA4判の片面印刷とする。ただし原則20枚以内とする。

② 企画提案内容は、提案者が自ら実現できる範囲で記載すること。

③ 企画提案内容は、文書で簡潔に記述すること。ただし、文章を補完するために、イラストやイメージ図等を使用しても差し支えない。

④ 提案内容の見積金額は、全業務を遂行し、提案内容を実現するために必要な経費を積算

して提出するものとする。

9 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ① 日程 令和8年6月下旬
- ② 場所 国富町役場2階 会議室
- ③ 内容 20分以内のプレゼンテーション、その後約10分間のヒアリングを行う。
※日時・場所等の詳細については別途連絡します。

(3) 受託候補者の選定方法

- ① 「国富町出逢い・結婚サポート事業業務委託に係る選定委員会設置要綱」第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。
- ② 失格者を除き、各委員採点の合計点数が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。
- ③ 合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には、評価基準のうち「NO.5 お見合いイベント」の合計点数が高い事業者を受託候補者として選定する。
- ④ 上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書及び企画提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④ 正当な理由なくプレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
- ⑤ その他、審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合

10 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本町のホームページに公表する。

- ① 受託候補者の名称、点数
- ② 受託候補者以外の点数

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と国富町の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った

場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は国富町財務規則（平成24年国富町規則第9号）第127条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第128条第1項各号に該当するときは免除することができる。

(3) その他

- ① 契約代金の支払いは概算払いとし、業務完了後に精算し、残金については返還することとする。
- ② 受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ① 提出書類は、返却しない。
- ② 提出書類の訂正・差替えは認めない。ただし、町から指示があった場合は除く。
- ③ 提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、国富町情報公開条例（平成14年条例第8号）に基づき対応する。
- ④ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ② 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（別記様式7）を提出すること。
- ③ 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④ 参加業者が1者の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和8年5月7日から施行し、国富町出逢い・結婚サポート事業業務の契約締結をもって、その効力を失う。